

ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭などの人をサポートする制度がありますので、ご利用・ご相談ください。

01 児童扶養手当（父子家庭も対象）

父母の離婚などで、父または母と生計を同じにしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象（一定の障がいがある場合20歳未満）
※所得制限有（本人・扶養義務者・配偶者・養育者）

▼ 対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者で一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障害がある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※日本国内に住所を有しない人、公的年金受給者、子どもが児童福祉施設等に入所している場合等は手当を受けることができません。

02 教育訓練給付金（父子家庭の父も対象）

指定教育講座受講者に、経費の20%を支給します。

・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座及び就業に結びつく可能性の高い講座（4千円以下でないこと。10万円が上限）。必ずしも必要としない教材費や希望による訓練などの費用は除きます。

※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

☎西部母子福祉センター ☎049-283-7991

04 母子自立支援プログラム（父子家庭の父も対象）

児童扶養手当受給者を対象に、自立・就労に向けてハローワーク等と連携を図り、母子自立支援員が個々に合ったプログラムを策定し支援します。

☎西部母子福祉センター ☎049-283-7991

06 児童扶養手当受給者優待制度

JR 通勤定期乗車券の割引制度、ニュー福祉定期預金、新マル優制度などがあります。

☎JR 割引制度…こども支援課児童福祉係 (☎165)

福祉定期（郵便局）・新マル優制度（金融機関）

08 ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭、父子家庭、親のいない子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭の医療費（保険診療分）の一部を助成する制度です。（所得制限有）

☎こども支援課児童福祉係 (☎165)

▼ 手当額

子ども1人の場合の月額	
	手当額
全部支給	41,430円
一部支給	41,420～9,780円

子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円
3人目以降1人につき 3,000円

⚠ 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当を受給されている人は、前年の所得等の状況と8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。なお、現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。（特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。）

提出期限：8月1日(木)～30日(金)（土、日曜日を除く）
8:30～17:15まで ※8月3日(土)は8:30～正午まで
☎こども支援課児童福祉係 (☎165)

03 高等技能訓練促進費（父子家庭の父も対象）

資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間（上限2年）支給します。（課税世帯7万5千円 非課税世帯10万円）※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。対象資格：看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等 ※修了後、一時金支給あり（H20.4月以降入学者対象）

☎西部母子福祉センター ☎049-283-7991

05 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母および寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため、必要な資金の貸付を行います。（審査あり）

☎こども支援課児童福祉係 (☎165)
西部福祉事務所 ☎049-283-7991

07 就労支援

ハローワーク内（所沢・川越・大宮等県内7か所）では、マザーズサロン・マザーズコーナーを設け、子育てをしながらの就労を目指す人をサポートします。

☎各ハローワーク（所沢ハローワーク ☎04-2993-5334）

09 ファミリーサポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。（月1万5千円が上限）※ファミリーサポートセンター登録後に利用料助成登録申請が必要となります。

☎こども支援課児童福祉係 (☎165)

miyoshi
お知らせ
news

三芳町職員給与削減について

☎ 総務課職員係 ☎407・408

当 町の厳しい財源状況や「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与と減額支給措置を踏まえ、下記の期間、町職員の給与を平均4.58%削減します。なお、特別職は、就任時から町長30%、副町長・教育長15%の給与削減を実施していますが、今後も継続します。

▶ 削減期間…平成25年7月1日から平成26年3月31日

◆ 給料月額削減率・給与削減額表

行政職	給料削減率	平均給与削減額(月額)
1級 主事補	▲3.34%	▲6,840円
2級 主事	▲3.34%	▲7,934円
3級 主任	▲6.34%	▲21,640円
4級 主査	▲6.34%	▲24,146円
5級 係長	▲6.34%	▲26,497円
6級 副課長	▲6.34%	▲28,020円
7級 課長	▲8.34%	▲36,422円
技能労務職	▲6.34%	▲20,997円

※6月末の県内町村部給与削減状況…23団体中19団体が議会で可決済。なお、ラスバイエス指数100未満の町村4団体を除き、県内の町村全てが給与削減を受け入れ済みです。

miyoshi
お知らせ
news

必ず町長が目を通します 町長のメール・手紙

☎ 秘書広報室秘書広報係 ☎312

☎ 芳町では、町内在住・在勤・在学中の皆さんの意向を町政により広く反映するために、ご意見・ご要望を募集しています。



☎ 館箱は記入用図書館1階住民課にあり、紙と投函用紙を各自用意してください。

▶ **メールで送る場合**…町ホームページ内「町長へのメール」のページから送信できます。

▶ **手紙で送る場合**…「町長への手紙」と投函用の『みよしご意見箱』が役場1階住民課、各公民館、図書館に設置されています。

平成24年度集計結果	
町長へのメール	98件
町長への手紙	33件
計	131件

いただいたメール・手紙は全て町長が目を通し、関係課と内容を検討して町政に反映させていただきます。

いただいたご意見、町からの回答は今後ホームページで公開していきます。（予定）

miyoshi
イベント
event

音楽隊 25周年記念演奏会と 消防署名称変更のお知らせ

☎ 入間東部地区消防組合 ☎261-6004

消 防庁舎落成記念・音楽隊設立25周年を記念した演奏会を行います。



☎ 奏春が4月に上福岡駅前で行われた交通安全運動披露されました。

▶ 日時 **8月7日(水)** 14:00開場 14:30～16:00

▶ 会場…消防本部・西消防署4階大講堂

ふじみ野市大井中央1-1-19 ※駐車場はありません

◆ 7月16日から消防署の名称変更しました

新	旧
消防本部・西消防署 (中央消防署と大井分署を統合)	消防本部・中央消防署 中央消防署 大井分署
西消防署 三芳分署	中央消防署 三芳分署
東消防署	富士見市消防署
東消防署 富士見分署	富士見市消防署 みずほ台分署
東消防署 ふじみ野分署	上福岡消防署

miyoshi
子ども
child

児童手当受給の皆さんへ ご存じですか？制度のこと

☎ こども支援課児童福祉係 ☎165～167

町 内に住所があり、中学校卒業まで（15歳到達後最初の年度末）の児童を養育している人（原則として親で主たる生計維持者）に支給されます。

▶ **支給開始月**…原則は申請月の翌月から。ただし出生、転入等が月末などで申請に月をまたぐ場合、誕生日、転出予定日等の翌日から起算して15日以内の申請であれば誕生日、転出予定日等の翌月から支給開始。※さかのぼりの支給はできません。

▶ **支給時期**…6・10・12月。それぞれの前月分までの4か月分を支給。

【対象者には次の要件がありますのでご注意ください】
・留学を除きお子さんが海外にいる場合は支給できません。
・施設等に入所している場合は施設の設置者等に支給されます。
・離婚前提の別居の場合は所定の書類等の提出があれば児童と同居している人に支給されます。

年齢要件等による支給月額

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち3番目以降をいいます。

年齢要件など	支給月額
3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上 第1,2子	10,000円
小学校修了前 ※第3子以降	15,000円
中学生（一律）	10,000円
※所得制限対象者（一律）	5,000円

限度額表

※受給者の所得が下表の額以上の場合、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円を支給。

扶養親族数	所得額(万円)
0	622
1	660
2	698
3	736
4	774
5	812

児童手当等の全部または一部を寄付することができます。関心のある人は担当までお問い合わせください。

その他、家庭の問題や子育ての悩み、就労などの不安がありましたら一人で悩まずにご相談ください。解決方法など一緒に考えます。 こども何でも相談 ☎049-258-0055（こども支援課直通ダイヤル）